

明石市高齢者保健福祉施設審査基準表

【認知症対応型共同生活介護】

評価項目		評価の目安
法人関係	(1) 目的・運営方針	事業実施の目的が明確で、施設運営方針が具体化されており、事業者として適正であること
	(2) 既存事業所の運営実績	施設の運営実績があること。 ・応募するサービスの運営実績がある・・・A ・特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の運営実績がある・・・B ・AおよびBを除く介護サービスの運営実績がある・・・C ・介護サービスの運営実績がない・・・D
施設関係	(3) 利用者の見込み	施設需要の見込や、入居者の介護度について、具体的・現実的に説明されていること。
	(4) 基本計画関係	施設の構造や設備が、入居者にとってより配慮されたものになっていること。敷地内通路や駐車スペース等が確保されていること。
	(5) 従事職員関係	職員の採用について具体的に計画していること。 採用後の職員の質の向上につながるような研修計画を明確にしていること。
	(6) 施設用地・法的規制	建設用地は確実に確保され、当該用地に係る各種法的規制が解除できるとともに、消防署等関係機関との協議状況から許可等を得る見込に確実性があること。
	(7) 立地条件・周辺環境	近隣に騒音・悪臭を排出する工場や娯楽施設、風俗施設等がなく、利用者の家族や地域住民との交流が確保されるような住宅地に整備されるなど、立地条件が適正であること。（現地調査で評価）
	(8) 事業所のPRポイント（ハード面）	施設、設備等のハード面について応募サービスを行うに当たって効果的な内容と判断できること。
	(9) 市内サービス拠点のバランス	近隣に類似の施設・事業所が整備されていないなど、福祉サービス基盤の弱い地域に整備される計画であること。
	(10) 医療機関との連携	協力医療機関等との連携内容が明確かつ具体的な内容となっていること。また緊急時に十分な緊急体制が確保されていること。
利用者関係	(11) 費用設定	サービスを必要とする全ての者が利用しやすい費用設定となっていること。
	(12) 虐待防止対策、身体的拘束廃止	高齢者虐待防止に対する対策や身体的拘束の廃止に関する基本的な考え方や具体的な取組みが行われていること。
	(13) 認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組みが行われていること。
	(14) 医療と介護の連携および重度要介護者	医療ニーズの高い利用者や重度要介護者に対する医療と介護の提供について基本的な考え方や具体的な取組みが明記され、そのための人的体制が整備されていること。
	(15) 苦情処理への対応	利用者からの処遇面等の苦情に対し、迅速かつ適切な対応ができるように計画されていること。
	(16) 非常災害対策・感染症対策	非常災害に備えた具体的な取組が明記され、併せて業務継続に向けた取組や他事業所との連携内容についても明記されていること。 感染症の予防及びまん延防止のため十分な安全対策を立てていること。
	(17) 事故防止・安全対策及び事故発生時の対応	事故防止のため十分な安全対策を立て、事故防止を図っていること。また、事故発生時の対策が十分なされていること。
	(18) 事業所のPRポイント（サービス面）	利用者にサービスを提供するに当たって効果的な内容と判断できること。
地域関係	(19) 地域住民の理解	地域住民への説明会の開催計画から、地域の理解を得る見込みに確実性があること。 ・既に説明会を開催しており、理解を得ていることが確認できるとともに、今後の開催計画が明確である。・・・A ・説明会の開催計画から、予定が具体化されている。・・・B ・説明会の開催計画があるものの、不透明である。・・・C ・説明会の開催について、計画の記載がない。・・・D
	(20) 地域との連携	事業予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域住民や地域総合支援センター等との連携のほか、地域に溶け込む工夫など、利用者のための地域連携について基本的な考え方や具体的な取組みが行われていること。
	(21) 地域住民への生活支援	地域の介護拠点として、地域住民に対して、住み慣れた地域で生活を継続していくための介護予防や併設事業、その他独自の取組が行われていること。
その他	(22) スケジュール	用地取得等を含め、工期等が十分に確保されるとともに工程上の矛盾がなく、適正で実現可能なスケジュールであること。
	(23) 併設事業所	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のいずれかを併設して整備する。
資金関係	(24) 施設整備資金計画	整備・運営資金の調達計画に確実性と適正性があること。
	(25) 事業運営資金計画・年度別資金収支予算書	資金計画書・年度収支予算書等により、財政運営が健全であると判断できること。
	(26) 人件費調査・年度別資金収支予算書	サービス提供や人材確保にあたり必要な経費が適正に見積もられていると判断できること。
	(27) 法人の財務基盤	法人の過去の決算書、申告書等により、安定した財務基盤であると判断できること。